

都市計画事業の整備状況 (平成20年3月31日現在)

事業名称	川越市	県内市の平均	中核市の平均
都市計画道路の整備率	39.7%	52.4%	64.5%
市街化区域面積に対する区画整理実施率	16.7%	33.9%	23.3%
市民1人当たりの都市公園面積	4.49㎡	6.41㎡	9.82㎡

市民の皆さんの利便性の向上や、安全で快適な市民生活を確保するためには、都市基盤整備を着実に実施する必要があります。その財源を確保するために、都市計画税を平成4年度以前の税率に戻すことにしました。

なお、税率は厳しい経済状況の中、負担を少しでも軽減するため、段階的に引き上げます。市民の皆さんのご理解をお願いします。

●都市計画税の使いみちは？
都市計画税は、目的税であるため、都市計画道路・公園・下水道などの都市計画事業や、区画整理事業、これらの事業を行うために借りた借金の返済に限定して使われます。

●なぜ、今、税率を引き上げるの？

0・3パーセントだった税率を、平成5年度から0・2パーセントに引き下げたことにより、平成21年度までの十七年間で約二百二十億円(一年当たり約十三億円)の財源が減少したことになります。見直しを先延ばしにすると、その分、都市基盤整備への影響が大きくなります。

左表は、川越市の都市計画事業の整備状況を、県内四十市・中核市四十一市の平均と比較したものです。平成20年3月31日現在、すべての項目で、川越市の整備状況は平均を下回っていることが分かります。

都市計画税・固定資産税の計算例

《土地＝小規模住宅用地100㎡・評価額1,080万円▶家屋＝木造専用住宅(平成11年建築)・床面積100㎡・評価額450万円》

税目	課税標準額		年税額		
	種別	計	平成21年度	平成22・23年度	平成24年度以降
都市計画税	土地 3,600,000円 ^㊸	8,100,000円	16,200円 (税率0.2%)	20,200円 (税率0.25%)	24,300円 (税率0.3%)
	家屋 4,500,000円				
固定資産税	土地 1,800,000円 ^㊸	6,300,000円	88,200円(税率1.4%)		
	家屋 4,500,000円				
都市計画税・固定資産税の合計年税額			104,400円	108,400円	112,500円

㊸土地の課税標準額は小規模住宅用地の特例により、都市計画税は評価額の1/3、固定資産税は評価額の1/6となります。

* 課税標準額(1,000円未満切り捨て)×税率＝税額(100円未満切り捨て)。

●課税の対象者は？

毎年1月1日現在、市街化区域内に土地または家屋を所有する方に課税されます。都市計画税は、固定資産税と合わせて納めるようになっていきます。

●税率は、どうなるの？

昨年の12月議会において、川越市税条例を改正し、税率を0・3パーセント(平成23年度までは0・25パーセント)としました。都市計画税の税率は、地方税法により0・3パーセントの範囲内で、各市町村が条例で定められることになっていきます。

●税額の計算方法は？

土地・家屋の課税標準額(都市計画税を算出するための基礎となる額)に、税率を乗じた額が税額です。

上表は、市街化区域内に小規模住宅用地と木造専用住宅を所有する場合の税額の計算例です。

●負担はどのくらい増えるの？

平成21年度と比較して、都市計画税の税率は、同22年度から1・25倍(税率0・25パーセント)、同24年度からは1・5倍(同0・3パーセント)になります。所有する家屋の新・増築、滅失や、土地の地目変更・譲渡などの異動が無い場合、税額もそれぞれ約1・25倍、約1・5倍になります。

平成21年度の都市計画税額から試算すると、個人の平均では、税率0・25パーセントで五千七百円、0・3パーセントで一萬千四百円の増額となります。法人の平均では、税率0・25パーセントで六万七千三百円、0・3パーセントで十三万四千六百円の増額となります。

なお、評価替えや土地の負担調整措置などにより、税額が変更になる場合があります。



都市計画事業等の平成20年度決算額

区分		決算額(千円)	構成比(%)
都市計画事業費等	街路	1,476,606	13.2
	公園	18,823	0.2
	その他(資源化センターなど)	6,855,998	61.3
	土地区画整理	427,168	3.8
	地方債償還額	2,408,531	21.5
	計	11,187,126	100.0
財源内訳	地方債	5,586,700	49.9
	国庫支出金・県支出金	2,773,719	24.8
	負担金その他	109,665	1.0
	都市計画税	2,672,351	23.9
	一般財源など	44,691	0.4
	計	11,187,126	100.0



平成20年度決算額における都市計画税の充当状況

事業名	充当額(千円)	構成比(%)
下水道(企業債償還金)	928,695	34.8
土地区画整理	153,233	5.7
公園	419,960	15.7
街路	297,379	11.1
資源化センターなど	838,103	31.4
都市下水路	34,981	1.3
計	2,672,351	100.0

現在の中央通り線(上)と整備後の完成予想図(下)



●平成21年度と比べて、市の増収分は、**約6億8千万円**、一年当たり、平成22年度・同23年度は約六億八千万円、同24年度以降は年間約十三億円の増収になります。

●どんな事業に使われているの？

平成21年度の都市計画税は、資源化センターの建設や公園整備などの都市計画事業、土地区画整理事業に使っています。なお、同20年度決算における、都市計画事業等内訳と都市計画税の充当状況は上表のとおりです。

今後は、新斎場建設・川越駅西口周辺整備・新河岸駅周辺整備・中央通り地区整備(上写真)・なぐわし公園整備や、都市計画道路整備を進めるために使う予定です。

都市計画税の税率の引き上げは、都市基盤の整備や老朽化した斎場などへの対応を着実に推進していくために、必要な財源を将来にわたって確保するためのものです。市民の皆さんのご理解をお願いします。

問い合わせ

課税内容に関すること⇨資産税課・TEL 224-5642

財政状況に関すること⇨財政課・TEL 224-5618

都市計画の概要に関すること

都市計画課・TEL 224-5945

個々の都市計画事業に関すること

新斎場建設準備室・TEL 224-6144

都市整備課・TEL 224-5964

公園整備課・TEL 224-5965

川越駅西口土地区画整理事務所・TEL 245-6011

高階土地区画整理事務所・TEL 244-5588

街路課・TEL 224-6019

経営企画課・TEL 223-3062

下水計画課・TEL 223-0561